特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	県立高等学校等奨学金支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県教育委員会は県立高等学校等奨学金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

兵庫県教育委員会

公表日

令和8年11月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県立高等学校等奨学金支給事務
②事務の概要	【概要】高等学校修学支援事業費補助金交付要綱に基づき、授業料以外の経費への支援を目的とし、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）を支給する。 【内容】申請の審査及びその決定 保護者等の前年所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報等を情報提供ネットワークを通じて市町村等に照会し、受給資格の判定を行う。その際に、個人番号を利用して情報連携する。
③システムの名称	高校生等奨学給付金マイナンバー連携システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、兵庫県就学支援制度オンライン申請システム

2. 特定個人情報ファイル名
県立高等学校等奨学金支給情報関連ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例　第2条　別表第1　第2の項第3号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則　第2条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局財務課
②所属長の役職名	財務課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会事務局財務課　神戸市東灘区田中町5-3-23　078-341-7711 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-18-2職員会館1階　078-341-7711

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局財務課　神戸市東灘区田中町5-3-23　078-341-7711

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　］ 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目を記入するような様式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則　第2条	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則　第2条	事後	番号法の改正
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	教育委員会事務局高校教育課 高校教育課長　清瀬　欣之	教育委員会事務局財務課 財務課長　成田　徹一	事後	担当事務の移管
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	教育委員会事務局高校教育課 兵庫県企画県民部県民情報センター	教育委員会事務局財務課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	担当事務の移管 組織改編
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	教育委員会事務局高校教育課	教育委員会事務局財務課	事後	担当事務の移管
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する規則　第2条	・番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則　第2条	事後	法令名称の修正
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	財務課長　成田　徹一	財務課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅳ　リスク対策	―	（Ⅳ　1～9に記載のとおり）	事後	新規項目
令和2年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年11月6日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	統合宛名管理システム、中間サーバー	兵庫県高等学校等就学支援金マイナンバー連携システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	システム整備に伴う変更
令和2年11月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	対象人数修正
令和2年11月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和2年10月30日時点	事後	時点修正
令和2年11月6日	Ⅳ　リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	対象人数修正
令和2年11月6日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検及び内部監査	事前	システム整備に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】高等学校修学支援事業費補助金交付要綱に基づき、授業料以外の経費への支援を目的とし、奨学のための給付金を支給する。	【概要】高等学校修学支援事業費補助金交付要綱に基づき、授業料以外の経費への支援を目的とし、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）を支給する。	事後	修正
令和4年10月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第８号 ・番号法第19条第８号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第２条	・番号法第19条第９号 ・番号法第19条第９号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第２条	事後	法令改正による
令和4年10月14日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課（県民情報センター）	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[ ]委託しない	事後	修正
令和4年10月14日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事後	修正
令和4年10月14日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（提供）	[○]接続しない（提供）	事後	修正
令和4年10月14日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	修正
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数修正
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月20日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	対象人数修正
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5−10−1	教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5−3−23	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4−16−3	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5−10−1	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先 連絡先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5−10−1	教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5−3−23	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月10日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	―	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、次のような対策を講じている。	事後	様式変更
令和7年2月10日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	―	目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目を記入するような様式を使用している。	事後	様式変更
令和7年6月30日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	兵庫県高等学校等就学支援金マイナンバー連携システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	高校生等奨学給付金マイナンバー連携システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、兵庫県就学支援制度オンライン申請システム	事後	記載内容の変更
令和7年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年11月9日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例　第2条　別表第1　第2の項第4号	・番号法第9条第2項 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例　第2条　別表第1　第2の項第3号	事後	記載内容の変更
令和8年11月9日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課(県民情報センター)　神戸市中央区下山手通5−10−1	総務部法務文書課(県民情報センター)　神戸市中央区下山手通4-18-2職員会館1階	事後	記載内容の変更
令和8年11月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年11月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正